

平成29年9月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 2件	
1	秋田市土崎みなと歴史伝承館条例を設定する件	<p>○設定理由 土崎みなと歴史伝承館（以下「伝承館」という。）を設置し、その管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、その使用等について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う伝承館を秋田市土崎港西三丁目10番27号に設置することとする。 2 伝承館において行う事業は、土崎地区の歴史および文化を通じた人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりに関すること等とする。 3 伝承館の施設は、常設展示室、港祭展示スペース等とする。 4 伝承館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこと等とする。 5 市長は、伝承館の使用の制限等を行うことができることとする。 6 伝承館は、許可を受けた目的以外の使用等を禁止することとする。 7 使用者は、その使用を終えたとき等は原状に回復しなければならないこととする。 8 伝承館の資料等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、損害を賠償しなければならないこととする。 9 市長は、伝承館の管理を指定管理者に行わせることができることとする。 10 指定管理者は、条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って、伝承館の管理を行わなければならないこととする。 11 指定管理者が行う業務は、伝承館の使用の許可に関すること等とする。 12 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。 <p>○施行期日 規則で定める日から</p>
2	秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例を廃止する件	<p>○廃止理由 雄和農林漁業者トレーニングセンターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 平成30年4月1日から</p>

「単行案」 5件

- 3 あらたに生じた土地を確認する件 ○秋田湾産業新拠点区域内の公有水面埋立工事の竣功に伴い、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認するため、議会の議決を求めようとするもの

区域	面積
秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面	2,224.41㎡

※提出根拠法：地方自治法第9条の5第1項

- 4 字の区域を変更する件 ○秋田湾産業新拠点区域内の公有水面埋立工事の竣功に伴い、あらたに生じた土地を飯島字古道下川端の区域に編入し、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするもの

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面	秋田市飯島字古道下川端

※提出根拠法：地方自治法第260条第1項

- 5 住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件 ○住居表示の実施区域および方法を定めようとするもの

実施区域	実施面積	対象世帯数	住居表示の方法
上北手地区（百崎および猿田の各一部）	0.477km ²	約300世帯	街区方式

※提出根拠法：住居表示に関する法律第3条第1項

- 6 市道路線を廃止する件 ○沿道の土地利用の変化により、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、市道路線を廃止しようとするもの
 ・廃止路線 1路線 199.80m
 ※提出根拠法：道路法第10条第3項

- 7 市道路線を認定する件 ○住民要望に伴い設置された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの
 ・認定路線 2路線 延長542.10m
 ・認定後の市道路線延長 約2,017.4km
 ※提出根拠法：道路法第8条第2項

	「 予 算 案 」 1 件	
8	平成29年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件	○資料別紙
	「 決 算 認 定 」 3 件	
9	平成28年度秋田市水道事業会計決算認定の件	○資料別紙
10	平成28年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	
11	平成28年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	
	「 追 加 提 案 」	
	「 人 事 案 」 1 件	
12	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員乳井康雄氏の任期満了（平成29年12月31日付）に伴い、その後候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
	「 決 算 認 定 」 1 件	
13	平成28年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件	